

## 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書

政府は、平成22年6月22日に地域主権戦略大綱を閣議決定し、国の出先機関について原則廃止の方針を打ち出し、国土交通省の地方運輸局もその対象としています。

地方運輸局は、国土交通省の出先機関として地方ブロックごとに設置されており、その出先機関として地方運輸支局と行政需要の顕著な場所に自動車検査登録事務所や海事事務所が設置され、地方における交通運輸に関わる業務を行っています。

こうした中で、本年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方の出先機関で働く職員のみならず、全国の出先機関から派遣された職員と共に、本省と一体となって被災地支援・復興に向け全力で取り組んでいます。今回の大震災に見られるように、国民の生命を守り、暮らしの安全・安心を確保することは国の責任であります。

また、地方自治体の区域を越えて移動する自動車や鉄道、船舶、航空などを対象とする行政は、地方自治体が行うよりも国の方が効率的・効果的に担えるのは明らかであり、そもそも、交通運輸行政は国と地方の二重行政とはなっておらず、国土交通省が唯一の交通運輸行政組織であります。

よって、国におかれましては、中央の国土交通省と出先機関である地方運輸局が一体となって、住民の安全・安心な交通と運輸を確保するために、下記の点について実現するよう強く要望いたします。

### 記

- 1 震災復興と被災地対策をはじめ、住民の安全・安心な交通運輸を支える行政は、国が責任を持って直接実施すること。
- 2 住民のための交通運輸行政を確立するために、国の出先機関である地方運輸局を充実すること。
- 3 広大な北海道の交通運輸行政を充実するために、運輸支局を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月20日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣